

# 神奈川県国有林の地域別の森林計画書

第2次変更計画

(変更部分のみ)

(神奈川県森林計画区)

計画期間  
自 平成30年4月1日  
至 令和10年3月31日

関東森林管理局

## 神奈川国有林の地域別の森林計画の変更について

### 【変更理由】

次の理由から森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき変更するものである。

すでに計画している箇所以外の荒廃溪流において、保安施設を追加するため、治山事業の計画量を変更する。

なお、本変更計画は、令和3年4月1日から適用する。

【変更項目】

Ⅱ 計画事項

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
相模原市	270、279	2	2	溪間工 山腹工	
秦野市	160	1	0	溪間工	
山北町	102～108、110～114、 117、119、120、122～126、 127～129、132、133、136、 137、139～141、144、145、 147～149、153～158	41	11	溪間工 山腹工 本数調整伐	
箱根町	66、67、71、74、75、77、80、 94、100	9	5	山腹工 溪間工	
合計		53	18		